

**条件付き一般競争入札における日高川町建設工事入札参加資格審査
に係る営業所等実地調査実施要領**

（目的）

- 1 この要領は、日高川町が発注する建設工事の入札に参加する資格を有する者（以下「入札参加者」という。）の営業所等を訪問し、営業所の実態を調査（以下「営業所調査」という。）することにより、入札参加資格審査制度を厳格に運用し、不良不適格業者の排除、建設工事における品質の確保、優良建設業者の育成を図ることを目的とする。

（調査対象者）

- 2 日高川町内に本社・本店を有する入札参加者を調査の対象とする。ただし、県の発注機関、国及び地方公共団体又は町民等から情報提供等があり、営業所の実態等を確認する必要があると判断された入札参加者については、優先的な調査対象とする。

（調査の時期）

- 3 営業所調査は、年間を通じて適宜行うこととする。

（調査員）

- 4 営業所調査は、原則として日高川町工事等入札参加資格審査委員会の構成員（以下「審査委員会」という。）で行う。なお必要に応じて関係機関の職員も同行できることとする。

（調査方法等）

- 5 営業所調査は、次に掲げる方法により行うこととする。
 - （１）営業所調査は、原則として調査対象者に対して予め予告することなく実施することとする。
 - （２）調査員は、日高川町職員証を携行することとする。
 - （３）調査項目は、次に掲げる項目とする。
 - ア 建設業法に規定する標識
 - イ 経營業務管理責任者及び専任技術者の常勤性
 - ウ 建設業法に規定する帳簿等
 - エ 電話の設置及び使用の状況
 - オ 営業場所（スペース）、看板、机、椅子、パソコン、インターネット回線、備品、トイレ、水道施設、電気設備（照明）等の設置状況、並びに契約用の印鑑の保管状況

カ その他

- (4) 営業所調査において営業所に誰も居なかった場合は、別記第1号様式（営業所調査に係る訪問について(通知)）を当該営業所の郵便受け等に投函し、改めて別の日程で調査することとする。なお、3回目の調査でも不在であった場合は、調査対象者に連絡して日程調整のうえ営業所調査を実施することとする。なお、当該調査対象者については、営業所調査の完了後、改めて予め予告することなく営業所調査を実施することとする。
- (5) 営業所調査において調査対象者の家族又は従業員等が次に掲げるすべての者が不在のため対応できない旨を申し出た場合は、不在の理由を確認のうえ調査を実施しないこととする。なお、当該調査対象者の2回目以降の調査は前号の2回目以降の調査方法に準じて実施することとする。
- ア 個人にあつては代表者
 - イ 法人にあつては常勤の取締役
 - ウ 経營業務管理責任者
 - エ 専任技術者
- (6) 調査対象者による営業所調査の拒否、妨害、その他の事由により調査を実施することが困難と判断する場合は、調査を中止することとする。なおこの場合については、帰庁後直ちに審査委員会で営業所調査の続行について協議を行い、必要な措置を講じることとする。

（調査項目の確認方法）

6 調査項目の確認は、次に掲げる方法により行うこととする。

(1) 建設業法に規定する標識

- ア 公衆の見やすい場所（屋内外を問わない）に掲示されているかを確認する。
- イ 建設業法施行規則第25条に定める事項が記載され、同条第2項に定める様式第28号により作成されているかを確認する。

(2) 経營業務管理責任者及び専任技術者の常勤性

- ア 経營業務管理責任者及び専任技術者に直接会い、免許証等本人であることを証明できる書類を提示させて確認する。
- イ 経營業務管理責任者及び専任技術者の居住地、通勤方法、通勤手当の支給状況を確認する。
- ウ 必要に応じて次に掲げる書類を提示させたうえで常勤性を確認する。
 - (ア) 健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書
 - (イ) 健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届
 - (ウ) 健康保険証
 - (エ) 雇用保険被保険者資格喪失届等(様式第4号、様式第9号(1))

(オ) 給与台帳

(カ) 源泉徴収簿

(キ) 住民税特別徴収税額の通知書等

(ク) 他社からの出向社員の場合は、出向に関する協定書、給与台帳及び辞令等

(3) 建設業法に規定する帳簿等

ア 建設業法施行規則第26条第1項で定める事項が記載された帳簿を備え、保存しているかを確認する。

イ 帳簿が当該営業所以外の場所に保管されている場合は、その理由を聞くとともに、必要に応じて保管されている場所で確認する。

ウ 建設業法施行規則第26条第2項で定める帳簿の添付書類である建設業の請負契約書（注文書、請書を含む。）又は写し（電磁的記録可）が備えられているかを確認する。

エ 特定建設業の許可を有する調査対象者の場合は、次に掲げる事項について確認する。

(ア) 下請契約書および下請人に支払を行った書類

（特定建設業許可を有する者が一般建設業許可を有する者で資本金額が4,000万円未満の者と下請契約を締結した場合に限る。）

(イ) 施工体制台帳

(4) 電話の設置及び使用の状況

ア 調査時に直接電話をかけることにより電話の使用状況を確認する。

イ 特に事情があり、やむを得ず転送電話にしていた場合は、転送先とその理由を確認する。

ウ 同一建物内で複数業者が営業する営業所については、調査対象者専用の電話を有しているかを確認する。

(5) 営業場所（スペース）、看板、机、椅子、パソコン、インターネット回線、備品、トイレ、水道施設、電気設備（照明）等の設置状況、並びに契約用の印鑑の保管状況

ア 営業所内に営業、接客、契約等を行うべき場所（スペース）や備品を有しているかを確認する。

イ 同一建物内で複数業者が営業を行っている場合は、営業方法について確認する。

ウ 屋外に営業所の看板が掲示されているかを確認する。

エ 経營業務管理責任者及び専任技術者などの机、椅子、及びその他の備品が備えられているかを確認する。

オ 電子入札に対応するためのパソコン及びインターネット回線を備えているか確認する。

カ トイレ、水道施設、電気設備（照明）の設置及び使用状況を確認する。なお、

使用の痕跡が見られない場合は、使用メーターを確認する。

(6) その他

ア 営業所の実態等に疑義がある場合は、必要に応じて工事現場、建設資材置場、その他の営業所等を確認する。

イ 必要に応じて工事台帳、総勘定元帳、賃金台帳等により営業所の実態等を確認する。

(調査後の措置)

7 営業所調査を実施した後、調査員は速やかに別記第2号様式（営業所調査票）に調査結果を記録することとし、次に掲げるいずれかの事項に該当があった場合は、必要な措置を講じることとする。

(1) 改善を求める事項に該当があった場合

次に掲げるいずれかの事項に該当があった場合は、当該調査対象者に対して改善を求めることとする。

ア 建設業法に規定する標識の掲示がない

イ 建設業法に規定する標識の掲示内容に不備がある

ウ 建設業法に規定する標識の掲示場所が見難い場所である

エ 建設業法で規定されている帳簿等がない、又は内容に不備がある

オ 特定建設業許可を有する建設業者が下請への支払いに係る書類等を整備して保管していない、又は内容に不備がある

カ 営業所に専用電話がない

キ 上記ア～カ以外で改善すべき事項

ク その他営業所調査において疑義があるとした事項について、審査委員会で協議した結果、改善を求める事項と判断した場合

(2) 経營業務管理責任者及び専任技術者が常勤でなかった場合

(改善の指示及び報告)

8 前項第1号に該当があった場合は、次に掲げる手続により改善を求めることとする。

(1) 口頭指導

改善を求める事項に該当があった場合は、当該調査対象者に対して口頭指導を行い、口頭指導を行った日から30日以内に改善を実施し、報告することを求めることとする。

(2) 改善指示書の交付

次に掲げるいずれかの事項に該当した場合は、当該調査対象者に対して別記第4号様式（改善指示書）（以下「改善指示書」という。）を交付するとともに、別記第3号様式（改善の指示及び報告に係る記録簿）に経過を記録することとする。

ア 口頭指導に対して正当な理由なく従わなかった場合

イ 口頭指導を行った日から30日以内に報告がなかった場合

ウ 口頭指導を行った日から31日目以降に行った改善の確認において改善がされていなかった場合

(3) 改善の報告

当該調査対象者は、改善指示書を交付した日から30日以内に別記第5号様式（改善報告書）（以下「改善報告書」という。）を日高川町に持参により提出することとする。

(改善の確認)

9 改善報告書が提出されたときは、次に掲げる手続により当該調査対象者の改善の確認を行うこととする。

(1) 改善報告書が提出されたときに審査委員会は当該調査対象者と日程調整のうえ営業所で改善の確認を実施することとする。なお、添付書類等で確認ができた場合は、確認できたこととする。

(2) 改善の確認を実施したときは、審査委員会は速やかに確認の結果を別記6号様式（改善確認結果通知書）により当該調査対象者に通知することとする。

(3) 改善の確認が終了したときは、審査委員会は速やかに別記7号様式（改善確認報告書）を日高川町長に提出することとする。

(4) 改善の確認において改善がなされていなかった場合は、当該調査対象者に再度改善報告書を提出させることとし、前各号の手続に準じて改善を確認することとする。

(入札参加資格の格付けの取消し)

10 営業所調査を実施した結果、基準を満たさなかった調査対象者については、日高川町建設工事入札参加基準（格付けの一時取消し条件）10) ②により、入札参加資格の格付けを取り消すこととする。なお、格付けの取消手続を開始する事由及び基準日、並びに格付けの復活手続を開始する基準日については、別表のとおりとする。

(その他)

11 調査員は、調査にあたり次に掲げる事項を遵守することとする。

(1) 常に品位を保持し、調査に対する信頼を得るように努める。

(2) 調査にあたって知り得た情報については、秘密の保持に努める。

附則

この要領は、令和7年6月1日から施行する。

入札参加資格の格付けの取消し及び復活に係る基準

	入札参加資格の格付けの取消しに係る 手続を開始する事由及び基準日	入札参加資格の格付けの復活に係る 手続を開始する基準日
①	正当な理由がなく調査対象者による営業所調査の拒否、妨害、その他の事由により調査を実施することができなかった日	営業所調査を実施した日
②	調査対象者に改善指示書を交付するための連絡を開始してから当該調査対象者に連絡がとれなかった場合は、連絡を開始してから 15 日目の日	調査対象者に連絡ができた日
③	調査対象者に改善指示書を交付するための連絡を行ってから当該建設業者が改善指示書を受け取りに来なかった場合は、連絡を行ってから 15 日目の日	調査対象者が改善指示書を取りに来た日
④	調査対象者に改善指示書を交付してから改善報告書の提出がなかった場合は、交付した日から 31 日目の日	調査対象者が改善報告書を提出した日
⑤	調査対象者が改善報告書を提出した後に実施する確認において改善の確認が完了できなかった場合は、1 回目の改善報告書の提出による確認を実施した日から 31 日目の日	改善の確認が完了できた日

※基準日が、日高川町の休日をも定める条例（平成 17 年 5 月 1 日条例第 3 号）第 1 条に規定する町の機関の休日（以下「休日」という。）の場合は、休日の翌日を基準日とする。

営業所調査に係る訪問について（通知）

令和 年 月 日

様

日高川町建設工事入札参加資格を有する町内建設業者の営業所を調査するため、本日日高川町調査員が貴殿の営業所を訪問したことを通知します。

なお、この調査は事前に通知せず営業所を訪問して、営業所の実態等を調査することとしていますが、本日貴殿の営業所については不在のため調査ができなかった
ので、後日改めて訪問して調査することにします。

日高川町調査員

所 属 名

氏 名

所 属 名

氏 名

改善の指示及び報告に係る記録簿

建設業者名	
作成者	

日 時	履 歴

改 善 指 示 書

令和 年 月 日

商号又は名称

代表者氏名

あて

日高川町工事等入札参加資格者審査委員長

令和 年 月 日に実施した営業所調査の結果、下記について改善を要する事項がありましたので通知します。つきましては、速やかに改善を実施するとともに改善指示書を受け取った日（令和 年 月 日）から30日以内に改善報告書を提出してください。

記

改善を求める事項	内 容

改 善 報 告 書

令和 年 月 日

日高川町工事等入札参加資格者審査委員長 様

商号又は名称

代表者氏名

④

下記の改善を求める事項について、改善しましたので報告します。
つきましては、確認を依頼します。

記

※改善指示書に記載している「改善を求める事項」を転記してください。

改善確認結果通知書

令和 年 月 日

商号又は名称

代表者氏名

あて

日高川町工事等入札参加資格者審査委員長

令和 年 月 日に提出のあった改善報告書により実施した確認の結果を下記のとおり通知します。

記

1 確認の確認実施日

2 確認の結果

改善確認報告書

令和 年 月 日

日高川町長 様

日高川町工事等入札参加資格者審査委員長

下記のとおり改善の確認が完了したので報告します。

記

- 1 建設業者名
- 2 代表者氏名
- 3 住所
- 4 添付資料
 - (1) 改善の指示及び報告に係る記録簿（写し）
 - (2) 改善確認結果通知書（写し）